

平久保半島のサガリバナ群落地の国立公園指定について

平成 28 年4月 15 日付けの官報告示により、平久保半島のサガリバナ群落地の国立公園指定を含む、西表石垣国立公園の公園区域及び公園計画が変更されました。

自生のサガリバナの大群落は、我が国では石垣島と西表島にしか分布しておらず、全国的にも貴重な存在ですが、とりわけ、平久保半島のサガリバナ群落地は、大部分が歩きでのアクセスが可能であり、かつ高密度な純林を形成していることが大きな特徴として挙げられます。

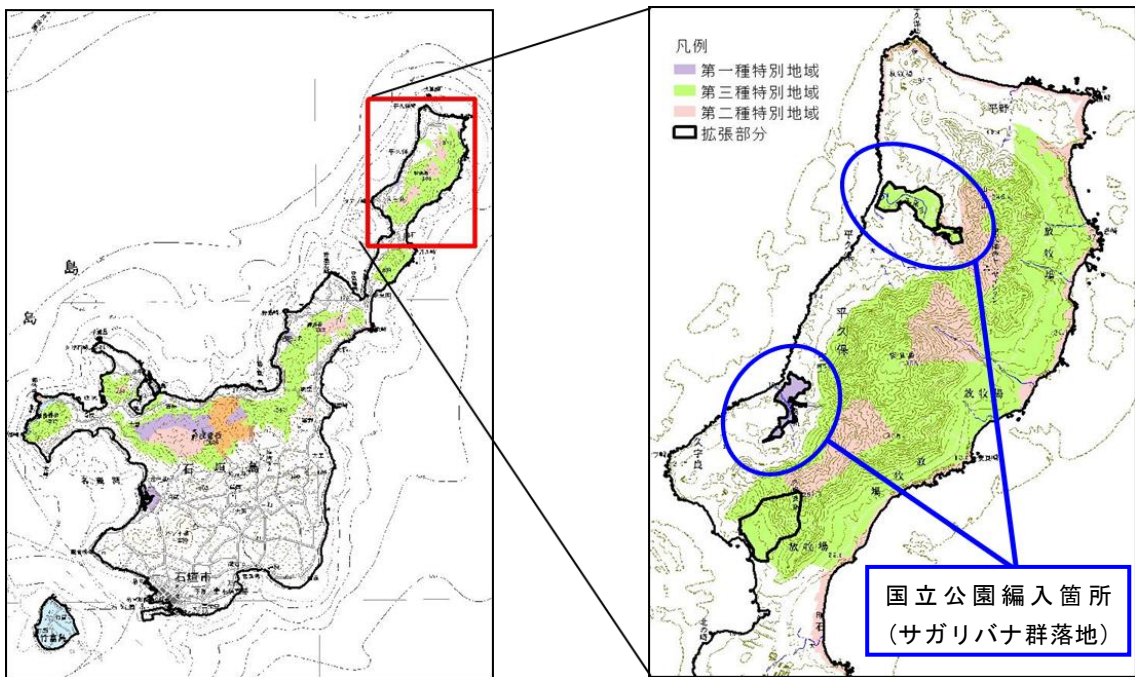
国立公園への指定にともない、サガリバナの採取や伐採に加え、生育環境の改変を伴う諸行為は規制されることとなりますが、国立公園の理念である保護と利用の観点をふまえ、将来世代にしっかりと引き継げるようサガリバナ群落地を保全しつつ、オンリーワンの自然観光資源として地域振興にも活用していけるような方策を、官民協働で検討・推進していく所存です。(環境省石垣自然保護官事務所/石垣市環境課)



サガリバナ



サガリバナ群落地を俯瞰



- | | |
|-----------|-----------|
| ■ 特別保護地区 | ■ 第1種特別地域 |
| ■ 第2種特別地域 | ■ 第3種特別地域 |
| ■ 海域公園地区 | ■ 普通地域 |